

# ゴルフ場利用約款

## (本約款の適用)

第 1 条 当ゴルフ場をご利用になるお客様には、次条以下のゴルフ場利用約款を必ずお守りいただき、安全で快適なプレーをお楽しみ下さるようお願い申し上げます。

## (利用並びに利用引受けの拒絶)

第 2 条 当ゴルフ場は、次の場合には利用又は利用の継続をお断り致します。

1. 利用者が暴力団員又は暴力団関係者である時。
2. 利用者が公の秩序もしくは善良な風紀に反する行為をなす恐れがあると認められた時。
3. 利用者が伝染病者等であると認められた時。
4. ペット類や他人に迷惑の掛かる物を施設へ持ち込んだ場合。
5. 天変地異、施設の故障、補修、その他やむを得ない理由によりゴルフ場をクローズする時。
6. 満員のため、スタート時間を確保できない時。
7. ルール、マナー、その他エチケットに反し、または警告を無視してスロープレーを改めない時。
8. その他本約款に違反した場合及び当ゴルフ場の施設を利用する事が好ましくない事由がある時。

## (施設利用及び利用継続の拒絶とそれに対する免責)

第 3 条 当ゴルフ場は、前条の施設利用及び利用継続の拒絶について、返金・損害賠償等の責任を負わないものとする。ただし天候・災害が原因でプレーの全部または一部をすることができなかつたときの取り扱いについては、当ゴルフ場別途に定めるものとする。

## (氏名等の明告)

第 4 条 ご予約をなさる場合には、次の事項を明らかにした上でお申し込み下さい。

1. 利用者の氏名、住所、人員、連絡先の電話番号。

## (予約の変更及び解除)

第 5 条 当ゴルフ場に、ご予約のお申し込みをいただいた後、組数及び人数に変更が出た場合には、速やかにご連絡下さい。

1. プレー当日より 14 日前までに組数単位でのお取消しの場合は 1 組につき、10,000 円を申し受けます。
2. プレー当日のお取消しの場合には、1 組につき、20,000 円を申し受けます。

## (利用の登録)

第 6 条 当ゴルフ場をご利用になるお客様は、利用日の当日、当ゴルフ場において、次の事項に署名ご登録ご確認をお願い致します。

1. 利用者の氏名、住所、電話番号。  
プレー予約時間の 30 分前までに、フロント受付にてご署名をお願い致します。
2. その他、ローカルルール及びゴルフ場利用約款の確認。

## (休業日・開場時間)

第 7 条 当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間は、当ゴルフ場の定めるところによる。但し臨時に変更する場合があります。

## (料金の支払い)

第 8 条 料金はプレー終了後、フロントにて現金又は当ゴルフ場の認めたクレジットカードにて支払いをして頂きます。

## (利用規則等の遵守)

第 9 条 (キャディ付の場合) 利用者には、当ゴルフ場が定めた利用規則及びゴルフ規則に従って頂きます。ゴルフは時により大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット、マナーを守り、キャディーのアドバイスの如何にかかわらず、全て自己の責任でプレーして頂きます。万が一プレー中に他のお客様に損害を与えた場合は、お客様の責任において解決していただきますの

で充分ご注意ください。

(セルフプレーの場合) 利用者には、当ゴルフ場が定めた利用規則及びゴルフ規則に従って頂きます。ゴルフは時により大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット、マナーを守り、全て自己の責任でプレーして頂きます。万プレー中に他のお客様に損害を与えた場合は、お客様の責任において解決していただきますので充分ご注意ください。

(付則) 場内には、スロープ、階段、給排水施設、スプリンクラー、カートパス、植木などのゴルフ場特有の施設や状況があります。人工物、自然物の如何にかかわらず施設内での事故、怪我、損害等についてプレーヤーの自己責任において対処するものとし、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

1. (ティインググラウンドにおける素振り)

素振りはティー・マーカー内の打席又は、特に指定された場所以外は行わないで下さい。ティショットを行なうプレーヤー以外は、みだりにティインググラウンドに立入らないで下さい。

2. (プレー中の歩行)

ゴルフ場内には滑りやすいところが多くありますので、プレー中は足元に充分ご注意ください。特に、ティインググラウンド、グリーンの法面は危険ですので使用しないで下さい。

3. (飛距離の確認)

(キャディ付の場合) 先行組に対しては、後続組のプレーヤーは、キャディのアドバイス如何にかかわらず自己飛距離を自分で判断して、先行組に打ち込まないように打球して下さい。万先行組に打ち込んだ場合は、直ちに大声で『フォア』の発声を行って危険の発生を知らせて下さい。

(セルフプレーの場合) 先行組に対しては、後続組のプレーヤーは、自己飛距離を自分で判断して、先行組に打ち込まないように打球して下さい。万先行組に打ち込んだ場合は、直ちに大声で『フォア』の発声を行なって危険の発生を知らせて下さい。

4. (キャディ及びフォアキャディの合図)

キャディ及びフォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離外に前進したと判断されるときに合図であるが、合図があってもプレーヤーは自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。

5. (打者の前方に出ないこと)

同伴者は、打者の前方に絶対に出ないで下さい。打者の前方に出た結果の事故、その他プレーヤー同士の打球によって生じた事故については、プレーヤー間において解決していただくこととし、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

6. (隣接ホールへの打ち込み)

隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛球方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。万打ち込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図し、邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分注意して打球して下さい。

7. (ホールアウト後の退去)

ホールアウトした後は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し、安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

8. (雷鳴、地震があった場合)

雷鳴があった場合、又は危険防止のための避難指示があった場合には直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に避難して下さい。また、地震があったときも同様に直ちにプレーを中止して、斜面の崩壊その他施設の損壊にご注意下さい。

(乗用カートの使用)

第10条 乗用カートに乗られるプレーヤーは、カートに掲示されている注意事項をはじめ以下の項目を確認の上、走行中ならびに乗車時の安全に充分注意して下さい。乗用カートを操作する場合は、備え付けの取り扱い説明書ならびにゴルフコース内の案内指示に従い、安全運転に努め、同乗者の安全に充分注意して下さい。飲酒運転は禁止致します。故意又は過失によりカート事故を起こした場合、事故により生じた損害を賠償していただきます。

1. カート走行中

- ① 必ずシートに座り、カートの把手部分に掴んで下さい。
- ② カートから身体、衣服、用具等がはみ出さぬよう留意して下さい。
- ③ 走行中乗車または下車しないで下さい。

2. キャディ付の場合

- ① カート操作は、キャディがいたしますので、絶対に操作しないで下さい。
- ② カートの運転装置【電源・キー等】に手を触れないで下さい。

3. セルフプレーの場合

- ① カートの運転は、自動車運転免許証所持者に限定して下さい。
- ② 運転者は、カートの前後を確認し、必ず他の利用者が着席したことを確認の上発車して下さい。
- ③ カートは、打球が当るおそれがある位置には停めないで下さい。打球により生じた破損は賠償していただきます。
- ④ カートの運転操作ミスによる事故について、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

(利用の責任)

第11条 お客様が故意又は過失によって、従業員や施設等に損傷を与えた場合は、それによって生じた損害金の一切をお支払いいただきます。

利用規則等に違反し、又は係員の指示に従わないために発生した事故については、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

(違背の場合の責任)

第12条 利用者が本利用約款に違背して、第三者に損害等の事故を発生させた場合又は、損害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切損害賠償などの責任を負いません。

(プレー終了後のクラブ等の確認)

第13条 利用者がプレーを終了した場合には、クラブ等の点検・確認を慎重に行い、異状の無い場合には、所定の伝票に署名をして頂くことと致します。確認・署名後のクラブ等の不足及び傷等については当ゴルフ場を責任は負いません。

(施設への持込品)

第14条 施設内へ下記のものを持込むことを禁止致します。

1. 著しく悪臭を放つもの。
2. 銃砲刀剣類等。
3. 火薬、揮発油等発火・爆発の恐れがあるもの。
4. 騒音を発するもの。
5. 愛犬などのペット類。

(行為の禁止)

第15条 施設内での下記の行為は禁止致します。

1. 賭博、その他風紀を乱す行為。
2. 物品販売、広告宣伝等の行為。
3. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為。
4. 入れ墨（タトゥを含む）の方のご入浴
5. 飲食物のレストランへの持ち込み利用。
6. コース内において練習ストロークをすること。
7. 利用者以外のコース立ち入り（特に許可する場合を除く）。尚、許可した場合であっても、利用者以外（ギャラリー含む）が傷害などの被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切損害賠償などの責任を負いません。

(金銭その他の貴重品)

第16条 金銭その他貴重品等の保管については、当ゴルフ場所定の貴重品袋に貴重品を入れ、フロントにて所定の手続きに従いお預け頂くことが出来ます。但し、保管物に関して、内容の明告及びゴルフ場の確認がない場合には盗難・紛失等に関わる責任は負いません。

利用者は、自らの責任において当ゴルフ場設置のセキュリティーボックスを利用できます。この場合、金銭その他の貴重品等に紛失、又は盗難等の被害については、当ゴルフ場はその損害の賠償を負いません。尚、高額な現金や高価なものはゴルフ場内に持ち込まないようお願い致します。

1. (利用期間) セキュリティーボックスの利用期間は、1日単位とし、いかなる事由におい

ても2日以上にまたがる利用はできないものとする。

2. (保管できないもの) 揮発性・爆発性・可燃性のある危険物  
腐敗するものや臭気を発するもの。
3. (保管できないものを収納した場合処理) セキュリティーボックス内に上記の危険物が収納されている疑いがある場合、本人に連絡をしないで当方においてその実情により開扉、保管、破棄、その他適切に処置をすることがあります。
4. (損害賠償責任) 使用者の操作ミスや故障、天災等いかなる事由に於いても、物品の紛失破損に対し当方は、一切賠償責任を負いません。

(ロッカーの利用)

第17条 ロッカーの鍵は、利用者各自が充分注意を払って管理して下さい。ロッカー収納品の事故については、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

(飲酒運転の禁止)

第18条 当ゴルフ場への往復時および当ゴルフ場内においては、絶対に飲酒運転を行わないで下さい。

(禁煙)

第19条 コース内やクラブハウス内外における喫煙は必ず所定の場所で行ってください。喫煙の際はマナーを守り、マッチの燃え殻、タバコの吸殻は、必ずよく火を消して備え付けの吸殻入れにお入れ下さい。

(携帯品等の保管)

第20条 携帯品の盗難・損害について、当ゴルフ場は一切その責任を負いません。又、プレー中、キャディにお預けいただいたゴルフクラブ・キャディーバック以外の携帯品に対する盗難・損害についても、本ゴルフ場は一切その責任を負いません。

(宅配便の取り扱い)

第21条 当ゴルフ場は、ゴルフクラブ、バック、シューズ等について、ご利用者の為に宅配便のお取次ぎをいたしますが、お取次ぎの際にこれらの物品に盗難・破損・紛失等の事故が生じて一切責任を負いません。

(駐車場の利用)

第22条 当ゴルフ場でプレー、練習場利用、食事利用される方は、当ゴルフ場の駐車場を利用することができます。但し、駐車場内の自動車の盗難及び自動車内外の荷物に関する盗難、事故・損害等については、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

(個人情報の取扱い)

- 第23条
1. 当ゴルフ場は予約時点で電話・ファックス・電子メール等でいただいた個人情報と、プレー当日に署名簿に署名いただきました利用者の個人情報につきましては、当ゴルフ場のプライバシーポリシーに則り、安全に管理致します。
  2. 当ゴルフ場では、遺失物の連絡、ダイレクトメールの発送やインターネット情報の送信など、運営業務に個人情報を使用する場合があります。

(遺失物の取扱い)

第24条 当ゴルフ場内での遺失物(忘れ物を含む)は発見した日より3ヶ月間お預かりします。該当される方は上記期間内に連絡してください。ご本人より連絡がない場合は、所有権を放棄したものとし、当ゴルフ場にて廃棄処分などの処理をします。

本約款に定めのない事項は、ゴルフプレーの精神に則り、信義誠実の原則に従って解決されるものと致します。

本約款は、平成8年4月1日から施行します。

令和6年4月1日改定

富士屋ホテル株式会社 仙石ゴルフコース